

(平成23年4月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月20日から45年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を44年10月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月20日から45年5月1日まで

昭和44年7月20日から45年5月31日までの期間において、A事業所に勤務した。入社の際に、「各種保険について加入手続をする。」との説明があり、同事業所に入社する前に勤務していた事業所で取得した厚生年金保険被保険者証を提出し、その1か月後に返却された記憶がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月20日から45年5月31日までの期間において、A事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間の始期の直近3年間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者で、雇用保険の被保険者記録が確認できた9人のうち6人は、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格の取得日が同日であることが確認できる上、残る3人のうちの二人は、厚生年金保険の被保険者資格の取得日と雇用保険の被保険者資格の取得日との差が数日しかなく、他の一人も、厚生年金保険の被保険者資格の取得日と雇用保険の被保険者資格の取得日との差が2週間程度であり、9人全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得した月と同月に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者原票から、申立期間後に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立人と同じ職種であったと供述する同僚一人は、「入社時から厚生年金保険に加入していた。」と供述しているところ、当該同僚の供述する入社日は、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格の取得日が同日であることが確認できることなどから、申立期間当時、A事業所は、従業員について、おおむね入社と同時に厚生年金保険及び雇用保険に加入させていたことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月20日から45年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和45年5月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、昭和44年7月20日から同年10月19日までの期間については、A事業所における申立人の雇用保険の被保険者記録は無い上、同事業所及び申立人を記憶している複数の同僚から聴取しても、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除の状況等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、当該期間において申立人の氏名は無い。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

島根厚生年金 事案534

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月27日から同年11月6日まで
昭和39年3月から同年11月までの期間において、A事業所（現在は、B事業所）に勤務し、その間の給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。

私と同時期（昭和39年3月）に採用された同僚は、厚生年金保険に加入しているにもかかわらず、私のみが厚生年金保険に加入していないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA事業所の辞令書、B事業所が保管する昭和39年の職員録及び同事業所の回答から、申立期間のうち、同年3月27日から同年9月30日までの期間において、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所は、「申立期間当時、社会保険事務の担当者が休職中であり、申立人と同時期に採用した4人（申立人を含む。）の厚生年金保険の被保険者資格取得届の提出が遅れてしまった。届出を行った昭和40年2月の時点では、申立人は既に退職していたことから、申立人を除く在職中の3人についてのみ、採用日に遡って、被保険者資格を取得する旨の届出を行った。」と回答しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間において申立人の氏名は無く、一方、前述の3人は、昭和40年2月4日付けで、職員録から確認できるそれぞれの採用日に遡って厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B事業所は、「申立人と同時期に採用した3人の、採用時から厚生年金保険の被保険者資格取得届を提出した時までの遡及分の厚生年金保険料については、届出後に給与から控除したか、又は個人負担分の保険料を当事業所が負担したので、当該届の提出前の期間については、厚生年金保険料を給与から控除しておらず、申立人の保険料は控除していないと思う。」旨を回答しているところ、同事業所が保管する給与台帳等から、前述の被保険者原票に申立期間において被保険者記録が確認できる全ての者は、少なくとも昭和39年4月分から同年9月分

までの給与から厚生年金保険料が控除されていないことが推認できる。

さらに、前述の3人、及びB事業所が申立期間において社会保険事務を担当していたとする者は、いずれも故人又は所在不明となっている上、前述の被保険者原票に申立期間において被保険者記録が確認できる複数の者から聴取しても、申立人の申立期間に係る勤務状況、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる供述や関連資料を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

島根厚生年金 事案535

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月1日から38年1月1日まで
昭和30年6月から37年12月までの間、A社に勤務した。当該期間については、脱退手当金が支給されたと記録されているが、受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和38年2月26日に脱退手当金の支給が決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別の番号で管理されており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人に係る整理番号の2つ前の番号の被保険者で、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚は、「A社を退職した際に、同社から脱退手当金を請求するよう説明があったので、自分で請求手続を行った。」と供述している。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないというほか、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月3日から44年8月31日まで
昭和42年4月から44年8月までの間、A事業所に勤務した。当該期間については、脱退手当金が支給されたと記録されているが、受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和44年8月31日の前後2年以内に被保険者資格を喪失し、当該資格を喪失した時点において、脱退手当金の受給要件を満たしている女性19人のうち、支給記録が確認できる14人中13人は、被保険者資格の喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給が決定されている上、残る一人は、被保険者資格の喪失日から約2年後に脱退手当金の支給が決定されているものの、「結婚のため、昭和46年7月にA事業所を退職したが、その後も引き続き同事業所でアルバイトをしていた（ただし、アルバイト期間は厚生年金保険に未加入。）。結婚による退職から2年程度経過した頃、同事業所の担当税理士から脱退手当金制度についての説明があり、請求手続を行ってもらった。」と供述しているほか、A事業所の元事業主が「当時は、退職する者に代わって、脱退手当金の請求手続を行っていた。」と回答していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと推認できる。

また、前述の被保険者名簿及び申立人が所持する厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、A事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和44年11月22日に支給が決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえなくない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないというほか、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月1日から41年6月1日まで
昭和38年9月から41年5月末までの間、A社に勤務した。当該期間については、脱退手当金が支給されたと記録されているが、受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の健康保険番号の前後100人の被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和41年6月1日の前後2年以内に被保険者資格を喪失し、その喪失時点において脱退手当金の受給要件を満たす女性25人のうち7人については、脱退手当金の支給記録が確認できるところ、当該脱退手当金の受給に係る供述を得ることができた一人は、「私は、退職時に本社において経理事務を担当していたため、脱退手当金の制度を知っており、脱退手当金の請求を自分で行った。私以外で脱退手当金を受給している人は、会社が代理請求を行ったか否かは不明だが、脱退手当金制度についての説明は会社が行っていた。」と供述していることから、申立期間当時、A社では事業主による脱退手当金に係る請求の指導が行われていた可能性がうかがわれる。

また、前述の申立人に係る被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和41年7月26日に脱退手当金の支給が決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいわゆるうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。